様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8年　6月 25日

群馬県知事　　あて

提出者　　〒330-0854
住　所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町
一丁目10番地16
氏　名　大成建設株式会社　関東支店
執行役員支店長　石久保　猛

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　048-641-4301

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大成建設株式会社　関東支店
事業場の所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
計画期間	令和 8年 4月 1日～令和 9年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業　総合工事業
②事業の規模	645億円
③従業員数	226人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙－１」の通り

（日本産業規格　A列４番）

<table>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">（管理体制図）

「別紙－２」の通り</td></tr>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="2">【前年度（令和 7 年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td rowspan="2">別紙－４の通り</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（これまでに実施した取組）

「別紙－３」の通り</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td rowspan="2">別紙－４の通り</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）

「別紙－３」の通り（継続実施）</td></tr>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="2">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

「別紙－３」の通り</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="2">（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

「別紙－３」の通り（継続実施）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和 7 年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
―（当該処理は行っていない）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
―（当該処理は今後も行わない）</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和 7 年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
―（当該処理は行っていない）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
―（当該処理は今後も行わない）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和 7 年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量</td><td>― t</td><td>― t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
―（当該処理は行っていない）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量</td><td>― t</td><td>― t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
―（当該処理は今後も行わない）</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和 7 年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
「別紙－３」の通り</td></tr>
</table>

別紙－４の通り

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 「別紙－３」の通り（継続実施）		
※事務処理欄				

別紙－４の通り

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

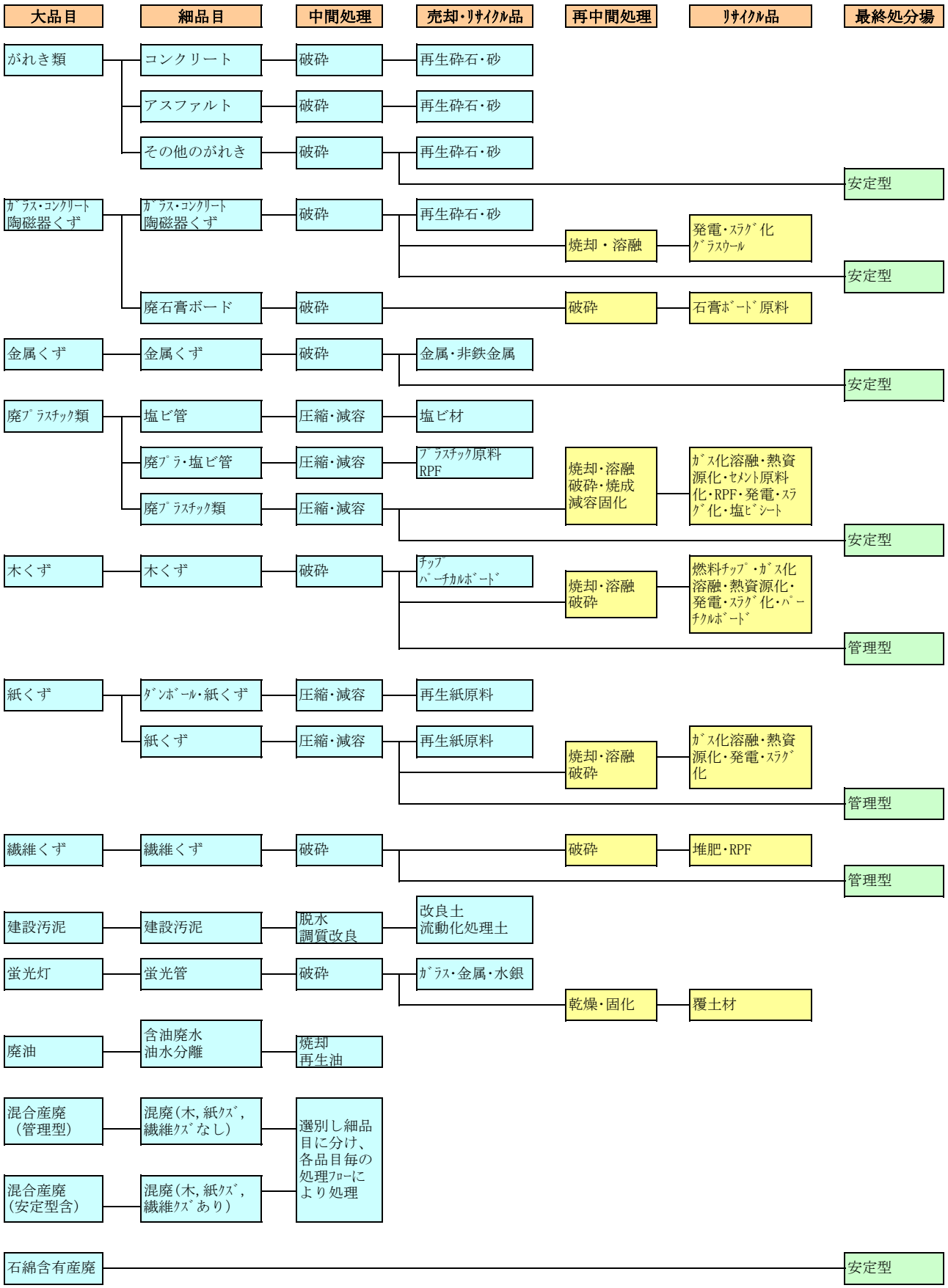
4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙-1

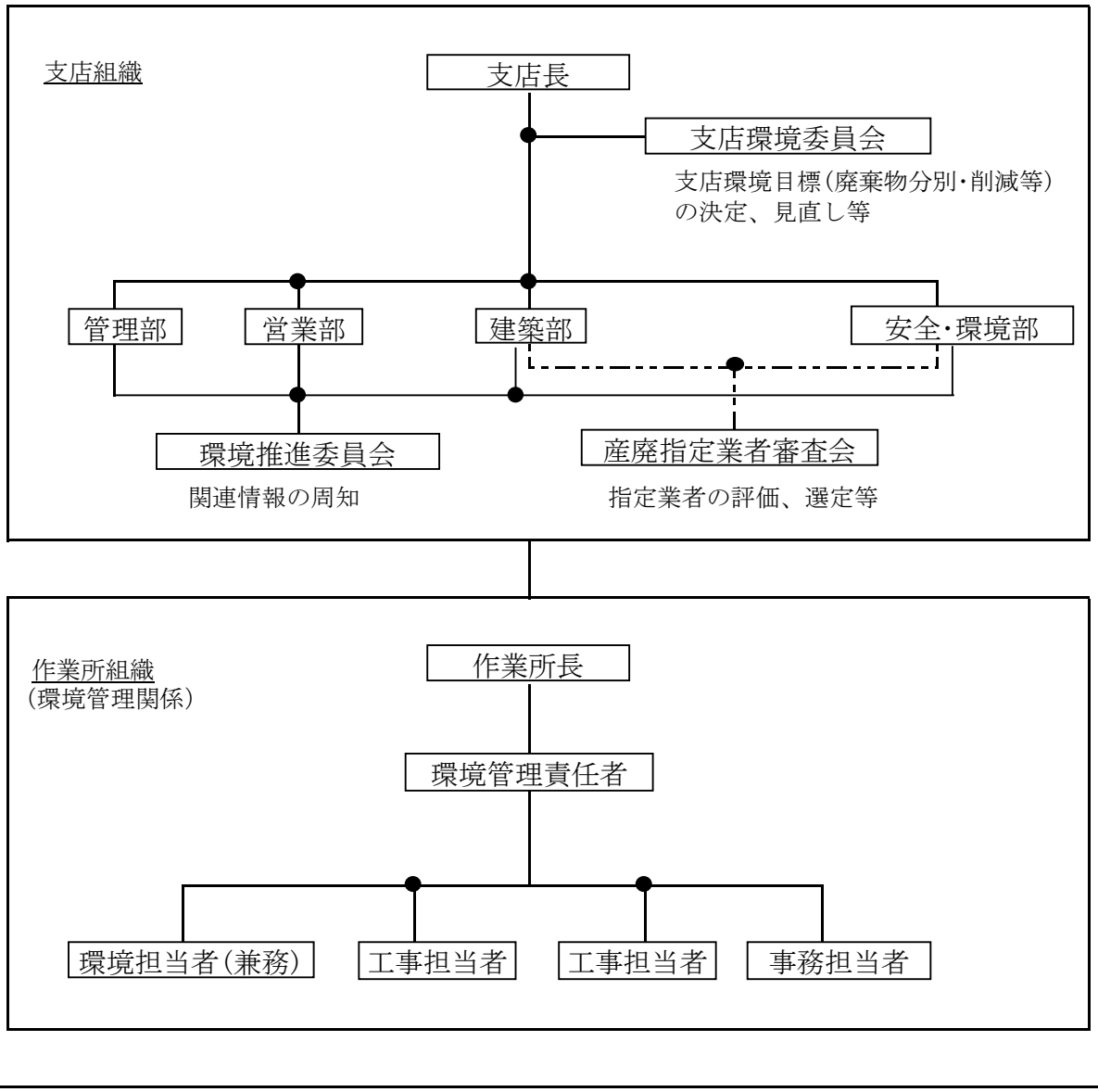

大品目
細品目
中間処理
売却・ﾘｻｲｸﾙ品
再中間処理
ﾘｻｲｸﾙ品
最終処分場
がれき類
コンクリート
破砕
再生砕石・砂
アスファルト
破砕
再生砕石・砂
その他のがれき
破砕
再生砕石・砂
安定型
ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ陶磁器くず
ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ陶磁器くず
破砕
再生砕石・砂
焼却・溶融
発電・ｽﾗｸﾞ化ｸﾞﾗｽｳｰﾙ
安定型
廃石膏ボード
破砕
破砕
石膏ﾎﾞｰﾄﾞ原料
金属くず
金属くず
破砕
金属・非鉄金属
安定型
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
塩ビ管
圧縮・減容
塩ビ材
廃ﾌﾟﾗ・塩ビ管
圧縮・減容
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ原料RPF
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類
圧縮・減容
焼却・溶融破砕・焼成減容固化
ｶﾞｽ化溶融・熱資源化・ｾﾒﾝﾄ原料化・RPF・発電・ｽﾗｸﾞ化・塩ﾋﾞｼｰﾄ
安定型
木くず
木くず
破砕
ﾁｯﾌﾟﾊﾟｰﾁｶﾙﾎﾞｰﾄﾞ
焼却・溶融破砕
燃料ﾁｯﾌﾟ・ｶﾞｽ化溶融・熱資源化・発電・ｽﾗｸﾞ化・ﾊﾟｰﾁｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ
管理型
紙くず
ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ・紙くず
圧縮・減容
再生紙原料
紙くず
圧縮・減容
再生紙原料
焼却・溶融破砕
ｶﾞｽ化溶融・熱資源化・発電・ｽﾗｸﾞ化
管理型
繊維くず
繊維くず
破砕
破砕
堆肥・RPF
管理型
建設汚泥
建設汚泥
脱水調質改良
改良土流動化処理土
蛍光灯
蛍光管
破砕
ｶﾞﾗｽ・金属・水銀
乾燥・固化
覆土材
廃油
含油廃水油水分離
焼却再生油
混合産廃（管理型）
混廃(木,紙ｸｽﾞ,繊維ｸｽﾞなし)
選別し細品目に分け、各品目毎の処理ﾌﾛｰにより処理
混合産廃(安定型含)
混廃(木,紙ｸｽﾞ,繊維ｸｽﾞあり)
石綿含有産廃
安定型

別紙－２

管理体制図

統括責任者		支店長
支店	担当部署（指導）	安全･環境部　安全･環境管理室
		建築部　安全･環境推進室
作業所	責任者	作業所長または担当所長
	担当者	作業所長が指名

管理組織



別紙-３

取組みの現状(継続して実施)

1. 管理体制等の強化

環境マネジメントシステムに基づき、下記事項を行なっている。

１）建設廃棄物の分別･リサイクル等に関する環境目標の設定
２）産業廃棄物の処理に関する手順の策定
３）作業所毎の法規制等チェックシートによる関係法令の遵守
４）計画的な内部環境監査及び環境パトロールの実施
５）外部環境審査による指摘と是正（再発防止含む）
６）年度ごとに見直しを行い、継続的な改善を図る
７）協力会で行なう環境パトロールによる専門工事業者への指導
８）職長会による分別指導

2. 教育

環境マネジメントシステムに基づき、下記事項を行なっている。

１）社員教育
①環境問題の概要
②環境方針、ＥＭＳを遵守することの重要性
③各業務が実際に又は、潜在的に持つ著しい環境への影響、環境管理改善の便益
④環境方針､環境目標､ＥＭＳ活動の目的・目標を達成するための役割と責任
⑤規定された環境に関する標準、要領・手順を逸脱した場合に予想される結果
⑥廃掃法はじめ、関連法改正を含めた最新環境情報の伝達
※全従業員を対象に定期的に集合教育（0FF.J.T）を行う。受講できなかった者に対しては内勤者は室長、作業所は作業所長が0.J.Tを実施する。

２）専門工事業者教育
①作業所毎、新規入場者教育時に作業所環境目標、実施手順に係る教育を実施
②作業所へ作業員を送出す際に当社作成の環境教育資料を基に環境教育を実施
③各種大会、講習会時に３Ｒ活動を含めた環境教育を実施
④協力会組織の環境委員会活動により専門工事業者会員の環境意識の向上を図る

3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

施工計画時において下記事項を検討し、実施可能な項目を採用している。

・建設資材のプレキャスト化等による廃材発生の削減
・搬入資機材の梱包材の削減
・工法変更による廃材の抑制
・資材の転用　その他

4. 産業廃棄物の分別に関する事項

当社の副産物処理要領書に則り、作業所において分別計画を立て実施する。
計画の策定にあたっては、地域の産業廃棄物中間処理施設、リサイクル施設等の分別品目の受入れ条件を十分考慮する。

5. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

廃掃法及び当社の副産物処理要領書に則り、保管基準、処理基準、委託基準を遵守する。特に注力する事項を下記に示す。

１）当社書式による委託契約書の作成・保管

２）紙マニフェストの交付及び照合・保管
紙マニフェストは、建設六団体副産物対策協議会発行のものを使用する。

３）電子マニフェスト化を積極的に展開し、普及率を把握（毎月）し向上を図る。

４）支店、本社における作業所の廃棄物処理状況の把握
作業所は「環境データ管理システム（E-DAM)」によりその都度入力する。
支店、本社は本社サーバーに集積された各作業所からのデータ（E-DAM)を閲覧し、指導する。

５）指定業者制度（混合廃棄物、建設汚泥）を採用し、支店担当者がチェックシートにより毎年指定業者処理場を評価し、審査会に諮り審議することより、リスクの軽減を図っている。

別紙－４

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 【前年度（令和　7 年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	汚泥	紙くず	木くず	廃油	廃アルカリ
排　出　量	7,207.8 t	44.9 t	87.6 t	55.5 t	12,247.4 t	4.4 t	8.8 t	0.3 t	0.1 t

②計画 【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	汚泥	紙くず	木くず	廃油	廃アルカリ
排　出　量	2,000 t	50 t	100 t	10 t	1,500 t	5 t	5 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 【前年度（令和　7 年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	汚泥	紙くず	木くず	廃油	廃アルカリ
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画 【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	汚泥	紙くず	木くず	廃油	廃アルカリ
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 【前年度（令和　7 年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	汚泥	紙くず	木くず	廃油	廃アルカリ
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画 【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	汚泥	紙くず	木くず	廃油	廃アルカリ
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 【前年度（令和　7 年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	汚泥	紙くず	木くず	廃油	廃アルカリ
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画 【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	汚泥	紙くず	木くず	廃油	廃アルカリ
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 【前年度（令和　7 年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	汚泥	紙くず	木くず	廃油	廃アルカリ
全処理委託量	7,207.8 t	44.9 t	87.6 t	55.5 t	12,247.4 t	4.4 t	8.8 t	0.3 t	0.1 t
優良認定処理業者への処理委託量	294.2 t	44.8 t	85.5 t	55.5 t	12,247.4 t	4.4 t	8.8 t	0.3 t	0.1 t
再生利用業者への処理委託量	6,357.4 t	0 t	0 t	55.5 t	12,247.4 t	4.4 t	8.8 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画 【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	汚泥	紙くず	木くず	廃油	廃アルカリ
全処理委託量	2,000 t	50 t	100 t	10 t	1,500 t	5 t	5 t	0 t	0 t
優良認定処理業者への処理委託量	100 t	50 t	90 t	10 t	1,500 t	5 t	5 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	1,800 t	0 t	0 t	10 t	1,500 t	5 t	5 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t